

令和7年7月17日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公印省略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件 名	内容	履行場所	履行期間
情-KI-006	オンプレミス型大規模言語モデルの調査実証等役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和9年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（総合評価落札方式、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）

3. 入札日時 令和7年9月16日（火）10：30

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
 - (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (6) 上記（3）の等級かわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和7年8月4日（月）12：00までに、下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項目	基 準	数 値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上 2件 1件	15 10 5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上 7～8人 5～6人 3～4人 1～2人	15 12 9 6 3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上 9～10人 7～8人 5～6人 3～4人 1～2人	6 5 4 3 2 1

注：1 特許には、海外で取得したものも含む。

2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ SBIR制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Sartup又はJ-Sartup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、
保有個人情報等の取扱いに関する特約条項、資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項
装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項、

11. その他の

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 入札に関する条件（仕様書2.5.6 a)～b)に定める本業務の実施体制並びに仕様書4.1 a)～c)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること（提出期限：令和7年8月5日（火）12:00。必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）。
- (5) この一般競争（総合評価落札方式）に参加を希望するものは、応札資料作成要領に定める提出物（前号を除く）を令和7年8月27日（水）12:00までに提出しなければならない。
- (6) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」(<https://www.p-portal.go.jp>)を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年9月11日（木）までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (7) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (8) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を持参すること。

受付時間 9:30～18:15 (12:00～13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス : naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名 : 「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル : 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 押川 電話 03-3268-3111 内線 20823

仕様書			
件名	オンプレミス型大規模言語モデルの調査実証等役務	作成年月日	令和7年6月16日
		仕様書番号	
		整備計画局サイバー整備課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、職員の事務処理業務の効率化のための「オンプレミス型大規模言語モデルの調査実証役務（以下「本役務」という。）」について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は、J I S X 0 0 0 1によるほか、表1のとおりとする。

表1 用語の定義

用語	定義
AI	Artificial Intelligence（人工知能）
大規模言語モデル(LLM)	大量のテキストデータを学習して自然言語を理解・生成できるAIモデルであり、文章要約、翻訳、対話など多様な言語処理に活用される。
言語モデル	文章や単語の出現確率を学習し、自然言語の理解を行うAIの一種。
学習済みモデル	大量のデータで学習を行い、パターンや規則を習得したAIモデルのこと。
検索拡張生成(RAG)	大規模言語モデルによるテキスト生成に、外部情報の検索を組み合わせることで、回答精度を向上させる技術のこと。
ファインチューニング	事前学習済みモデルを新たなデータセットを使用して再訓練させ、特定の業務に最適解させる手法のこと。
知識DB	RAG構成において、生成AIが質問応答時に参照するためのインターネットでは検索できないデータを格納するデータベース。
オンプレミス	クラウド環境ではなく、ローカル環境においてシステムを運用すること。
省OA	市ヶ谷地区において運用している府省内LANシステム「防衛省OAシステム基盤」の略称。
部内系	各種行政事務の処理、文書作成などの業務を遂行し、省内における電子メール送受信及び政府共通ネットワークとの通信を行う物理ネットワークで、インターネットから隔離されたもの。
ベンチマーク	モデルの性能を評価し、比較するための指標となるもの。

表1 用語の定義（続き）

用語	定義
DNS	インターネットにおいて、ドメイン名とIPアドレスの対応関係を管理・変換するシステムで、ユーザーが入力したドメイン名を、通信に必要なIPアドレスに変換することで、目的のサーバに接続できるようにするインターネットの基本的なインフラの一つ。
NTP	インターネットやローカルネットワーク上で、コンピュータの時刻を正確に同期させるためのプロトコル。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書を規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。なお、引用文書が定める事項がこの仕様書と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書を優先する。

1.3.1 引用文書

a) 規格

J I S X 0 0 0 1 情報処理用語－基本用語

b) 法令等

- 1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- 2) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- 3) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）
- 4) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。4.3.31）（以下「情報セキュリティ通達」という。）
- 5) IT利用装備品及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号。令和3年1月21日）
- 6) 防衛省の情報保証に関する訓令（防衛省訓令第160号。平成19年9月20日）
- 7) 防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）（防運情第9248号。平成19年9月20日）
- 8) 情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領等の全部改正について（通知）（防整サ第26438号。令和6年1月20日）
- 9) リスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策について（通知）（防整サ第14550号。令和5年7月3日）

c) 仕様書等

- 1) 防衛省OAシステム基盤借上（03換装）
- 2) 防衛省OAシステム基盤借上（03換装） システム構成書
- 3) 防衛省OAシステム基盤借上（03換装） システム設定書「注意」

d) その他

- 1) AI データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版（経済産業省公表令和元年 12 月）
- 2) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（2025年（令和7年）1月28日変更閣議決定）

1.3.2 関連文書

a) 法令等

- 1) 取扱い上の注意を要する文書等及び注意電算機情報の取扱いについて（通達）（防防調第4608号 19.4.27）
- 2) IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応に関する事務処理要領について（通知）（装管調第808号。令和3年1月21日）

b) その他

- 1) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（2022年（令和4年）4月20日最終改定 デジタル社会推進会議幹事会決定）
- 2) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック（2022年（令和4年）4月20日最終改定 デジタル社会推進会議幹事会決定）
- 3) 情報システムの整備に関する手引き（2025年（令和7年）3月）

2 本役務に関する要求

2.1 背景及び目的

本役務は、AIを活用した事務処理作業の効率化を図るため、防衛省におけるオンプレミス環境での大規模言語モデルの実証環境を構築し、当該機能を通じ、各種資料の作成（複数の外国語翻訳等を含む。）、構築した実証環境の評価及び課題抽出、事務処理作業における導入・活用の有用性を確認することを目的とする。

2.2 オンプレミス型大規模言語モデルの実証環境の概要

オンプレミス型大規模言語モデル（以下「オンプレ生成AI」という。）の実証環境の概要是、図1を基準とする。

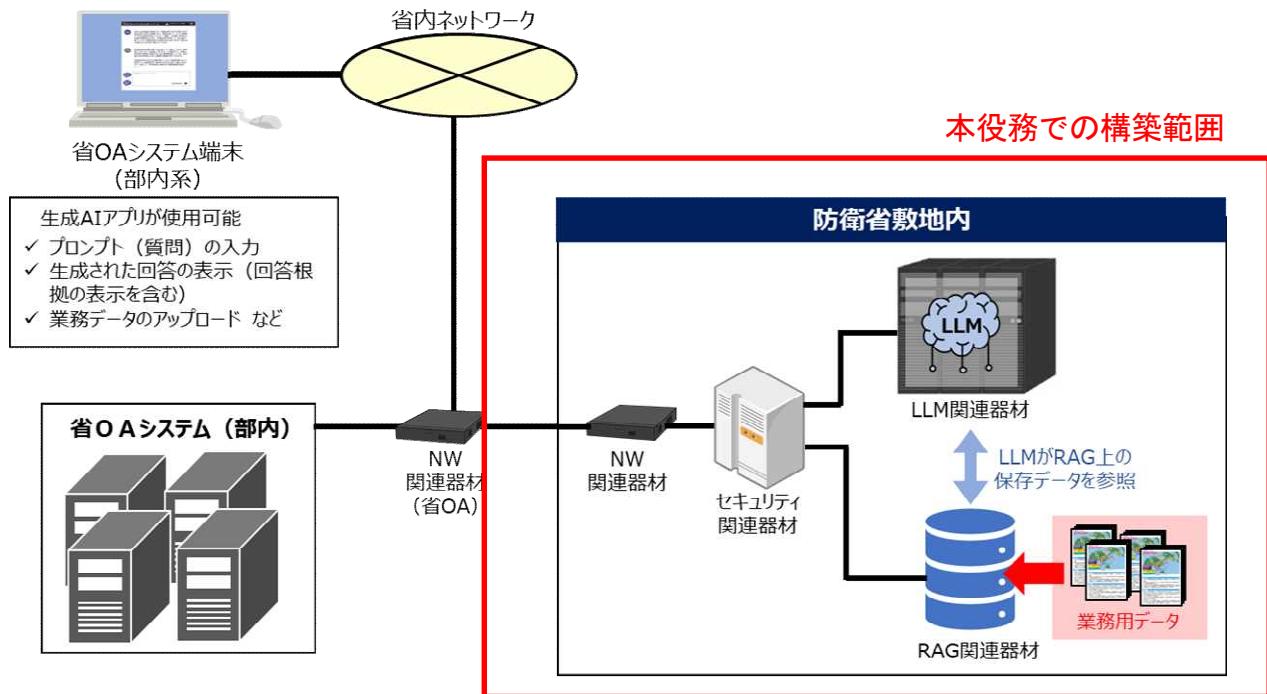


図1 オンプレ生成AIの実証環境の概要（基準）

2.3 役務期間

契約締結日から令和9年3月31日までの期間とする。

2.4 役務実施場所

防衛省市ヶ谷地区（東京都新宿区市谷本村町5-1）及び契約相手方の施設内（官が認めた施設内に限る）とする。

2.5 役務内容

2.5.1 役務実施計画書等の作成

役務実施計画書等の作成は、次による。

a) 役務実施計画書の作成

- 1) 契約相手方は、契約締結後速やかに「役務実施計画書」を作成し、官側の確認を得ること。
- 2) 「役務実施計画書」には少なくとも以下の事項を含めること。
 - ①作業概要
 - ②作業体制
 - ③スケジュール
 - ④提出物一覧
 - ⑤会議体
 - ⑥業務実施要領の概要
 - ⑦本役務で達成すべき目標

b) 業務実施要領書の作成

- 1) 契約相手方は、「業務実施要領書」を作成し、官側の確認を得ること。
- 2) 「業務実施要領書」には少なくとも以下の事項を含めること。
 - ①進捗管理
 - ②リスク管理
 - ③課題管理
 - ④変更管理
 - ⑤体制管理
 - ⑥工程管理
 - ⑦品質管理
 - ⑧システム構成管理
 - ⑨情報セキュリティ対策

2.5.2 ハードウェア一覧表等の作成

契約相手方は、オンプレ生成A I の実証環境で使用するハードウェア及びソフトウェアについて一覧表を作成し、官側の確認を得ること。

なお、記載内容については官側と調整・協議すること。

2.5.3 オンプレ生成A I の実証環境の設置の留意事項

オンプレ生成A I の実証環境は、防衛省市ヶ谷地区内の官が指定する場所に設置するものとする。なお、設置については、次による。

- a) オンプレ生成A I の実証環境の構成品の据付に係る調査及び作業
- b) オンプレ生成A I の実証環境におけるサーバ及びラックの耐震措置（ボルトに固定等）又は免震措置
- c) オンプレ生成A I の実証環境の構成品の搬入、養生、梱包材の撤去
- d) 機器等の搬出入及び設置に際して必要とする養生材や補助器材については、契約の相手方が用意するものとする。
- e) 契約相手方は、本仕様書に基づいて行う作業において、適切な養生を行い、搬入する機器並びに施設及び他の機器に損害を与えないこと。万一、施設、物品等に損傷を与えた場合には、直ちに官側に報告するとともに、契約相手方の責任及び費用負担により原状回復するものとする。
- f) 機器の搬入に際して発生した（空段ボール等）は、原則として契約の相手方が撤去及び処分するものとする。

2.5.4 問い合わせ窓口

オンプレ生成A I の問い合わせ窓口は、次による。

- a) 契約相手方は、オンプレ生成A I に関する問い合わせについて、電話（1回線以上）又はメールの窓口を設置すること。問い合わせ窓口の受付時間は、平日 9:30～18:15 とし、平日課業日の対応とする。

- b) 受け付けた問い合わせをインシデントとして管理し、インシデントのクローズまで、対応を継続すること。
- c) 問い合わせ対応は日本語で実施すること。対応状況は定期的に報告すること。

2.5.5 オンプレ生成A I の実証環境の保守

オンプレ生成A I の実証環境の保守は、次による。

a) 定期保守

- 1) 契約相手方は、オンプレ生成A I の実証環境に係るセキュリティパッチ及びアップデートプログラム（ファームウェア含む）等（以下、「パッチ等」という。）に係る情報を取得した場合、速やかに官側及び関連事業者等に報告すること。報告対象とする関連事業者等は官側と調整の上取り決めること。
- 2) パッチ等の適用要否の判断は官側及び関連事業者等にて実施する。契約相手方は、判断する上で必要となる情報の提供を行うこと。
- 3) 上記 2)において、パッチ等の適用を実施するとの判断になった場合は、契約相手方は、オンプレ生成A I の実証環境のパッチ等の適用を行う。
- 4) パッチなどの適用に当たり問題などが発生した場合、契約相手方は必要に応じた問い合わせ対応・技術支援を行うこと。

b) 障害発生時の対応

- 1) 契約相手方は、オンプレ生成A I の実証環境で発生した障害のうち、障害の原因が、本構成品であると判断された場合は、障害対応を行うこと。
- 2) ハードウェアに係る障害の場合は、オンライン対応により、障害機器・部品交換・修理などを実施すること。
- 3) 修理に必要な部品等は契約相手方の負担で用意すること。
- 4) 契約相手方は、ハードウェアの修理又は交換を行う際に、ラックからの取り外しや、据え付け・調整作業が必要な場合、官側と調整すること。
- 5) 契約相手方は、障害箇所の修理又は交換後、機器が適正に機能するか動作確認を行うこと。
- 6) 契約相手方は、本構成品に障害が発生した際に、官側が提供する業務データ（学習データを含む）が保存されるハードウェアを取り外し交換する必要がある場合、取り外したハードウェアについて、防衛省のセキュリティ規定に基づき、当該ハードウェアの物理的な破壊、又はデータ消去を行うこと。
- 7) 契約相手方は、ソフトウェアに係る障害が発生した際、ログ等の情報をもとに、障害復旧を行うこと。場合によっては、オンラインにおいて障害追及を行うこと。障害対応結果については、障害対応の都度報告すること。
- 8) 障害が発生した際の対応については、別に官側が契約する関連事業の契約相手方と連携及び協力し、対応にあたること。

2.5.6 役務実施体制

- a) 契約相手方は、本役務を実施するにあたり、次の体制を確保するものとする。なお、体制を変更する場合には、事前に官側と協議しなければならない。
 - 1) 本役務を履行するに必要な情報を取り扱うにふさわしい業務従事者を確保すること。
 - 2) 役務従事者は、本役務に要求される特定の経験、資格、業績、経歴、知見、語学（母国語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）などを有する者とする。
 - 3) 役務従事者が他の手持ちなどとの関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢を確保しなければならない。
- b) 契約相手方は、役務従事者名簿を提出し、官側の承認を得るものとする。役務従事者名簿の提出にあたっては、上記 a)で示す要件を証明することができる資料等も併せて提出すること。

2.5.7 契約相手方の要件

契約相手方は、本役務を実施するにあたり、次の要件を満たすこと。

- a) 自社でLM, RAG, フайнチューニングなどを用いた生成AI構築に関する業務実績を有すること。
- b) 過去5年以内に、生成AIに係る業務・システム最適化の企画又は設計、開発に係る役務等の契約又は履行実績を有すること。
- c) 過去10年以内に、5,000ユーザー以上が使用するシステムの設計、開発、維持支援に係る役務等の契約又は履行実績を有すること。
- d) 本役務の内容と類似した事業のプロジェクト経験があり、かつ類似プロダクトの開発経験を有するプロジェクト体制を構築できること。
- e) 一般社団法人 日本ディープラーニング協会が実施しているAI資格（G検定、E資格）を有していること。

2.5.8 オンプレ生成AI実証環境の構築・運用に関する要件

2.5.8.1 オンプレ生成AIの実証環境の構築

a) 一般的な事項

オンプレ生成AIの実証環境の一般的な事項は、次による。

- 1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の第6条及び第7条並びにそれに基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針に基づいた製品を可能な限り導入すること。
- 2) 契約相手方は、本役務における情報保証を確保するため、防衛省の情報システムとの接続が想定されるオンプレ生成AIの実証環境について、防衛省の情報保証に関する訓令において求められるセキュリティ水準を満たすものとする。具体的には、「防衛省の情報保証に関する訓令の運用について」及び「リスク管理枠組み（RMF）のセキュリティ管理策について」並びに「情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領等の全部改正について」に基づき、防衛省において求められるセキュリティ管理策を抽出した上で、抽出したセキュリティ管理策について実施可否を検討し、

その根拠も併せて提示し、提示にあたっては、RMF実施要領に示すセキュリティ計画書の様式で提示するものを基準とする。提出されたセキュリティ計画書をもとに国において、セキュリティ水準を確認し、水準を満たしていないと判断されたものについては、速やかに改善するものとする。

- 3) 実証環境で使用する機器については、IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連業務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）の主旨により、製品・サービスにマルウェア等の不正なプログラム及び機器並びに模造品等が組み込まれる等のリスクへの調査が対応可能な製品とすること。
- 4) 実証環境で使用する機器は、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると契約相手方が知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋め込み又は組み込みその他官の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。
- 5) 実証環境で使用する機器は、障害等リスクが潜在すると契約相手方が知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組みその他官の意図せざる変更が行われない相応の管理その他の契約相手方（下請負者、再委託先等を含む。）による適正な品質管理の下で製作されたものであって、その品質を保証されたものでなければならない。
- 6) 実証環境の構成及び各機器の仕様が決定した場合、官側の承認を得るものとする。
- 7) 細部事項については、別紙第1～別紙第4による。

b) **使用するLLMモデル**

オンプレ生成AIの実証環境で使用するLLMモデルは、1つ以上とし、次の条件を満たすこと。

- 1) 日本語及び英語の入出力に対応した学習済みモデルであること。
- 2) オンプレミス環境で動作すること。
- 3) LLMの性能を評価するベンチマークは、日本語及び英語性能がOpenAI社GPT-3.5と同等以上であること。
- 4) 使用するLLMについては、ファインチューニング等による調整等が可能なものを選定すること。
- 5) LLMモデルを2種類以上提供する場合は、次のとおりとする。
 - ・ 各LLMモデルの性能比較ができること。
 - ・ 利用ユーザーが省OA端末より、LLMモデルを選択できる仕組みとすること。
 - ・ 2種類以上のLLMモデルについて、同時に使用できる仕組みとすること（異なる複数の利用ユーザーがオンプレ生成AIの実証環境を使用している場合で、各利用ユーザーが異なるLLMモデルを選択した場合においても、2種類以上のLLMモデルを同時に使用できる仕組みとすること）。

c) **RAG等機能**

オンプレ生成AIの実証環境で使用するRAG等機能は、次の条件を満たすこと。

- 1) RAGの知識DBに格納されるファイル形式（業務データのファイル形式）は、Microsoft Word／Excel／Power Point, PDFに対応できること。
- 2) RAG等機能については、LLMがRAGの知識DBをもとに、より正確な回答を生成できるようベクトル検索、ナレッジグラフを用いた検索等により、格納した業務データを検索する機能を有すること。
- 3) 格納する業務データについて、ランキング、重要文抽出等のRAG等機能が有効的に機能するよう必要なチューニングを実施すること。なお、可能な限り自動的にチューニングができる機能を有すること。
- 4) オンプレミス環境で動作すること。
- 5) LLMモデルを2種類以上提供する場合、各LLMモデルに適合するよう適切なRAG等機能の手法を選定し、また、調整すること。

2.5.8.2 プロンプトエンジニアリング

- a) 利用ユーザーが入力する命令／指示等（プロンプト）について、オンプレ生成AIの実証環境と利用ユーザーとのコミュニケーションの質を高め、迅速かつ正確な応答を促し、望ましい結果を引き出せるプロンプトの内容を検討・検証する。
- b) 上記a)の結果をもとに、最適なプロンプトのひな型を作成し、利用ユーザー向けの操作手順書に記載すること。
- c) 利用ユーザー毎に、複数のプロンプトを保存、読み出し、削除ができること。

2.5.8.3 オンプレ生成AIの実証環境の評価

a) 評価手法の検討

- 1) 契約相手方は、構築したオンプレ生成AIの実証環境に関する評価手法を検討し、官側の確認を得るものとする。評価法には、少なくとも以下の指標を含めること。
 - ・ 応答速度：生成AIの応答時間を測定し、基準値との比較
 - ・ 精度：生成された文書の正確性を評価するための具体的な基準の設定
 - ・ 利便性：利用ユーザーの満足度をアンケート調査で評価
 - ・ 完全性：AI独自のリスクやハルシネーションなどの評価
- 2) 評価手法については、2.5.8.4によりオンプレ生成AIの実証環境を改善し、各改善により、利用ユーザーの利便性、生成文書の精度等がどの程度向上したか比較できるものを提案すること。

b) 評価表の作成

契約相手方は、検討した評価手法に基づき、評価表を作成し、評価実施前に、官側の確認を得るものとする。

c) 評価の実施

評価回数及び実施時期については、官側と協議するものとする。

d) 評価結果の分析

- 1) 評価結果の分析を行い、分析結果を官側に2回以上報告するものとする。
- 2) なお、評価結果の分析にあたっては、**2.5.8.4**によりオンプレ生成A Iの実証環境の改善を行ったことにより、利用ユーザーの利便性、生成文書の精度等がどの程度向上し、改善された要因等について、分析を行うこと。

e) **評価結果の反映**

契約相手方は、本項の評価結果及び**2.5.8.4**のアンケート結果に基づき、オンプレ生成A Iの実証環境に対して必要な改善措置を講じるものとする。改善内容については、応答速度、精度、利便性等の評価指標の分析結果を踏まえ、LLMのチューニング、RAG機能の調整等を実施すること。改善案は官側と協議の上決定し、改善後の効果についても再評価を行うものとする。

2.5.8.4 オンプレ生成A Iの実証環境のアンケート等調査

a) **書面調査**

- 1) 契約相手方は、オンプレ生成A Iの実証環境について、利用ユーザーを対象とした利便性、生成文書の精度、改善要望等に関する書面によるアンケート調査を実施する。
- 2) 契約相手方は、アンケート調査の内容を検討し、利用ユーザーに配布するアンケート調査表を作成する。
- 3) 作成したアンケート調査表については、アンケート実施前に、官側の確認を得るものとする。
- 4) 書面調査の対象者は、原則として、全利用ユーザーとする。
- 5) 書面調査は、2回以上実施するものとし、実施時期については、官側と協議するものとする。
- 6) 必要に応じて、書面調査の対象者に対し、書面調査の内容に関する説明を実施する。

b) **ヒアリング調査**

- 1) 書面調査結果に基づき、官側と協議の上、ヒアリング対象者を決定する。
- 2) ヒアリング調査に必要な資料等は、契約相手方で準備するものとする
- 3) ヒアリング調査は、2回以上実施するものとし、実施時期については、官側と協議するものとする。

c) **調査結果の分析**

- 1) 書面調査及びヒアリング調査の結果を整理し、構築したオンプレ生成A Iの実証環境に関する利便性、生成文書の精度、改善事項等について、分析を行う。
- 2) 上記1)の分析結果を報告書にまとめ、官側に報告するものとする。

2.5.8.5 オンプレ生成A Iの実証環境の改善

- a) 契約相手方は、官側と協議の上、**2.5.8.3**及び**2.5.8.4**の結果をもとに、LLMのチューニング、RAG等機能の調整等を行い、オンプレ生成A Iの実証環境の改善を行う。
- b) 契約相手方は、オンプレ生成A Iの実証環境の改善を2回以上実施すること。
- c) 改善手法の選定にあたっては、選定理由、改善見込などについて、事前に官側に報告す

ること。

2.5.8.6 防衛省の情報保証に関する訓令等に係る手続支援

構築したオンプレ生成A I の実証環境については、その使用にあたり、防衛省の情報保証に関する訓令の第21条及び防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）の第9項に基づく承認を得る必要がある。

契約相手方は、防衛省の情報保証に関する訓令の第21条及び防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）の第3第9項の承認手続きに必要な支援を行うこと。

2.5.8.7 オンプレ生成A I の実証環境の操作手順

- a) 契約相手方は、利用ユーザー向けの操作手順書を作成する。操作手順書については、利用ユーザーが使用する省OA端末上の表示画面の画像などを用いて、初見の利用ユーザーでもわかる内容とすること。
- b) 作成した操作手順書については、官側の確認を得るものとする。
- c) 契約相手方は、官側の求めに応じ、オンプレ生成A I の実証環境の操作説明会を実施する。

2.5.8.8 利用ユーザー支援

- a) 契約相手方は、利用ユーザーからの問い合わせ対応を行うこと。
- b) 契約相手方は、官側からの申請に基づき、アカウントの発行等を行うこと。

2.5.8.9 調整会議

契約相手方は、月2回を基準として官側に対し調整会議を行い、本役務の進捗状況を共有するとともに、じ後の作業方針について官側の確認を得ること。細部内容については、官側と協議するものとする。

2.5.8.10 中間報告書の作成

契約相手方は、本役務の進捗状況を報告するため、中間報告書を作成し、官側の確認を得るものとする。中間報告書には、以下の内容を含めること。

- a) 実施した作業内容の詳細、使用した技術及びツール
- b) 課題の詳細、課題解決のための対策及び進捗状況
- c) オンプレ生成A I 実証環境の評価結果及び利用ユーザーからのアンケート調査結果の概要、当該結果に基づく改善点及び対応策
- d) 今後の作業計画及びスケジュール、期待される成果及び目標

2.5.8.11 成果報告書の作成

契約相手方は、本役務で実施した内容を整理し、成果報告書として作成すること。作成した成果報告書については、事前に官側の承認を受けたのち、契約納期までに提出するものとする。なお、成果報告書の作成にあたっては、図、表、写真等を用いて、以下の内容を含めること。

- a) 本役務の目的、範囲、目標
- b) 実証環境に係るハードウェア、ソフトウェア、システム構成の詳細
- c) 各フェーズで実施した具体的な作業内容の詳細

- d) 評価手法の選定理由、実施方法
- e) 上記 c) の結果
- f) 本役務中で発生した課題とその対応策
- g) 本役務の成果をもとにした今後の展望及び提案
- h) 「2 想定する利用用途及び要件」以外で活用が見込まれる用途があれば提案すること

2.5.8.12 撤去に関する要求

- a) 契約相手方は、実証終了後、防衛省市ヶ谷地区内の官が指定する場所に構築したオンプレ生成AIの実証環境の撤去を行う。
- b) 本役務により取扱いをしたハードウェア等内のデータについては、防衛省のセキュリティ規定に基づき、ディスク装置の物理的な破壊、又はデータ消去（SP800-88Rev.1のデータ消去レベル Purge（除去）又は Destroy（破壊）の方式によって記憶媒体のデータを消去）を行い、ハードウェア内のデータを復元不可能な状態にすること。
- c) 情報消去にあたっては、官側立ち合いのもとで行い、データ消去及び破壊証明書（書式任意）及び証跡（ソフトウェア消去の結果ログ（写真可）、物理破壊の破壊前後写真、初期化の結果ログ（写真可））を提出すること。
- d) 撤去により不要となった機器等については、契約相手方で処分すること。
- e) 契約相手方は、構築したオンプレ生成AIの実証環境の撤去後、設置前の状態に、可能な限り回復すること。

3 提出書類

表2に掲げる提出書類について、官側の確認を受けて提出すること。

表2 提出書類

名称	部数	提出時期	備考
役務実施計画書	1	契約後速やかに	電子ファイル
業務実施要領書	1	作成後又は変更後速やかに	電子ファイル
役務従事者名簿	1	契約後又は変更後速やかに	電子ファイル
ハードウェア等一覧表	1	作成後速やかに	電子ファイル

表2 提出書類（続き）

名称	部数	提出時期	備考
操作手順書	1	作成後速やかに	電子ファイル
中間報告書	1	令和8年6月30日までに	電子ファイル
成果報告書	1	契約終了までに	電子ファイル
本役務で作成したプログラム等（契約相手方が既に著作権を保有するものを除く。）	1	契約終了までに	電子ファイル
データ消去及び破壊証明書	1	撤去後速やかに	電子ファイル

4 情報保全

4.1 契約の履行体制

契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いにあたっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて），適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅延なく官側に通知するとする。

- a) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

4.2 保護すべき情報

契約相手方は、本契約の履行により知り得た保護すべき情報の取扱いについて、情報セキュリティ通達に基づき、表3に示す保護すべき情報を適切に管理するものとし、その効力はこの契約終了後も継続するものとする。また、情報の省外への持ち出し（データの持ち出し及びメールでの送付を含む。以下同じ。）については、事前に官側の承認を得るものとし、保護すべ

き情報は、指定された役務実施場所でのみ取り扱い、原則として、省外への持ち出しを禁止するものとする。

表3 保護すべき情報

No	保護すべき情報	防衛省が提供した保護すべき情報の詳細	企業で取扱う際の留意事項
1	ネットワーク、システム情報	(1) 構成図 ア システム構成図 イ ハードウェア構成図 ウ ソフトウェア構成図 エ ネットワーク構成図 (IP アドresse一覧やシステム規模が類誌できる機器性能情報等を含む。)	官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推できる場合は保護の対象とする。
2	設置場所等の施設情報（設置部隊及び数量含む。）	(1) ファイアウォール設定	
3	オンプレ生成AIの実証環境で取り扱う業務データ	「部内限り」「関係者限り」「注意」「機密性2」等の対外公表不可の表示がされている情報	
4	防衛省OAシステム基盤情報	(1) システム構成書 (2) システム設定書	

5 知的財産権の帰属

知的財産権の帰属は、次による。

a) 著作権

著作権は、次による。

- 1) 契約相手方は、本役務の提出書類及び本役務において作成したデータ等に関し、著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てを防衛省に無償で譲渡するものとする。
- 2) 契約相手方は、防衛省が承認した場合を除き、本役務の提出書類等に関する著作人格権を行使しないものとする。
- 3) 上記1)及び2)にかかわらず、本役務の提出書類等に契約相手方が既に著作権を保有しているものを含む場合は、契約相手方が既に著作権を保有しているものの著作権についてのみ、契約相手方に帰属する。
- 4) 本役務の提出書類等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合は、契約相手方が当該著作物の使用に必要な費用の負担、使用許諾契約等に係る一切の手続を行うもの

とする。

- 5) 上記 3) 及び 4) において、防衛省は納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲で、翻案、翻訳、複製及び貸与することができるものとする。
 - 6) 本役務の提出書類等に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら防衛省の責めに帰す場合を除き、契約相手方の責任と負担において一切を処理すること。この場合において、防衛省は当該紛争の事実を知ったときは、契約相手方に必要な範囲で訴訟上の対応を契約相手方に委ねるなどの協力措置を求めるものとする。
- b) **権利義務の帰属等**
- 権利義務の帰属等は、次による。
- 1) 本役務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触する場合は、契約相手方は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。
 - 2) 契約相手方は、本役務の実施状況を第三者に提供し、又は公表しようとする場合は、あらかじめ、官側の確認を受けなければならない。
 - 3) 本役務で構築したオンプレ生成AIの実証環境のハードウェアについては、契約相手方の所有に属するものとする。

6 施設の立入

契約相手方は、立入制限区域へ立入る必要が生じた場合は、官側の指定する申請を実施し、許可を得るものとする。

7 再委託

再委託は、次による。

- a) 契約相手方は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- b) 契約相手方は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、再委託先の事業者名、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法（以下「再委託先名等」という。）について記載した文書を提出し、防衛省の承認を受けなければならない。
- c) 契約相手方は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先名等を明らかにした上で、防衛省の承認を受けなければならない。
- d) 契約相手方は、上項 b) 又は c) により再委託を行う場合には、契約相手方が防衛省に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し 7 項に掲げる事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取しなければならない。
- e) 上項 b) 又は c) に基づき再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、全て契約相手方

の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、契約相手方の責に帰すべき事由とみなして契約相手方が責任を負うものとする。

- f) 契約相手方は、本業務の契約の履行に当たり、第三者を従事させる必要がある場合は、情報システムの調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項に基づき必要な手続きを実施する。

8 官側における支援

契約相手方は、本役務の履行にあたり、次の必要な事項について官側の支援を受けることができる。

- a) 防衛省内における電力、水、スペース等の使用
- b) 防衛省内における施設の利用
- c) 防衛省内における官側の保有する関連器材の使用
- d) その他、官側が認めた必要な事項

9 仕様書に関する疑義

仕様書に関する疑義が生じた場合には、速やかに契約担当官等と協議するものとする。

オンプレ生成A I の実証環境の提供機能

1 利用形態及び要件

- (1) 省OA端末（部内）のブラウザ（Microsoft Edgeなど）より、指定のURLを入力することで、オンプレ生成A I の実証環境が利用できること。
- (2) 利用ユーザー認証は、ID、パスワードによるログイン方式により行うこととし、ログオン履歴を管理する機能を有すること。
なお、ログオン履歴を管理する機能については、ログイン試行履歴等が取得できるものとし、取得したログについては、不正使用等のインシデントが発生した際の追跡調査等で分析・評価等できる形態とすること。また、取得したログについては、一定期間保持できること。
- (3) 利用ユーザーが、RAG等機能として使用する業務データ（以下「RAGデータ」という。）を、省OA端末（部内）からアップロード及び削除、確認ができること。
- (4) アップロードされたRAGデータについては、個人単位、課室単位、業務単位で、アクセス制御ができること。なお、アクセス権限を付与された当該ファイルについては、許可された利用ユーザーのみが省OA端末（部内）から参照できること。
- (5) RAGデータのアクセス権限付与については、利用ユーザーが操作することなく、オンプレ生成A I の実証環境側で契約相手方が付与する仕組みとすること。
- (6) 権限付与されたRAGデータだけをもとにRAG機能等により生成A I が回答を生成する仕組みとすること。なお、2つ以上のRAGデータを権限付与された利用ユーザーについては、利用者側で引用するRAGデータを選択できること。

2 想定する利用用途及び要件

- (1) 翻訳機能
- 日本語を英語に、英語を日本語に翻訳する機能を具備すること。
 - 翻訳機能については、可能な限り、防衛省・自衛隊が使用する専門的な用語に対応できる仕組みを導入すること。
- (2) 基礎資料の作成
- 保有する資料をRAGデータとして格納し、当該データを参考に、利用者がプロンプトに入力した内容に基づいた基礎資料を生成すること。
 - 生成A I が生成する基礎資料については、RAGデータに格納する過去の資料の論調、様式などに合う形になるよう調整すること。
 - 生成A I が基礎資料を生成するにあたり参考にしたRAGデータ（過去の資料）について、利用ユーザーが確認できるようリンク等により当該データを表示ができる仕組み

とすること。

また、リンク等により表示した当該データのうち、どの部分を抽出等して生成したかも利用者がわかる仕組みとすること。

- ・ RAGデータとして格納する過去の資料については、資料中に文字だけでなく、画像もしくは表も含まれるものであるため、生成AIが回答生成に必要な部分を適切に抽出等できるようRAGデータの調整等の処置を行うこと。

(3) 資料の要約作成

- ・ 保有する資料（8,000ページ以上のデータ）をRAGデータとして格納し、当該データを参考に、利用ユーザーがプロンプトに入力した内容に基づいた要約などを生成する。
- ・ 生成AIが要約作成するにあたり参考にしたRAGデータ（過去の資料）について、利用者が確認できるようリンク等により当該データを表示ができる仕組みとすること。

また、リンク等により表示した当該データ中のうち、どの部分を抽出等して生成したかも利用者がわかる仕組みとすること。

- ・ RAGデータとして格納する過去の資料については、資料中に文字だけでなく、画像もしくは表も含まれるものであるため、生成AIが回答生成に必要な部分を適切に抽出等できるようRAGデータの調整等の処置を行うこと。

(4) 担当部署割振り案の作成

- ・ 保有する資料をRAGデータとして格納し、当該データを参考に、利用ユーザーがプロンプトに入力した内容の担当部署を回答として生成する。
- ・ 生成AIが回答を生成するにあたり参考にしたRAGデータ（過去の資料）について、利用者が確認できるようリンク等により当該データを表示ができる仕組みとすること。

また、リンク等により表示した当該データ中のうち、どの部分を抽出等して生成したかも利用者がわかる仕組みとすること。

- ・ RAGデータとして保有する資料については、資料中に文字だけでなく、画像もしくは表も含まれるものであるため、生成AIが回答生成に必要な部分を適切に抽出等できるようRAGデータの調整等の処置を行うこと。

(5) その他

- 2 (1)～(4)以外の想定する利用用途が生じた場合は、別途契約相手方と官側と協議するものとする。

3 想定利用ユーザー数

オンプレ生成AIの実証環境の登録ユーザー数は、200ユーザーとする。

なお、200ユーザーを超える場合は、別途契約相手方と官側と協議するものとする。

4 その他

- (1) オンプレ生成AIの実証環境のユーザー利用画面（U I）については、初見のユーザーでも直感的に操作できる仕様のものを選定すること。
なお、ユーザー利用画面（U I）の決定にあたっては、事前に官側の確認を得るものとし、官側より改善の要望があった場合、可能な限り、対応すること。
- (2) オンプレ生成AIの実証環境の処理時間については、ユーザーからのプロンプトに対する応答時間の想定・目安等について考慮すること。

別紙第2

オンプレ生成A I の実証環境のシステム構成

1 基本要件

- (1) オンプレ生成A I の実証環境は、防衛省市ヶ谷地区内のB棟1階共用電算機室に構築すること。
- (2) オンプレ生成A I の実証環境を構築するために必要となるL LMモデル、サーバ機器等（ハードウェア、ソフトウェア、セキュリティ、ネットワーク等）は、契約相手方が準備すること。
- (3) オンプレ生成A I の実証環境は、省OAと連接し、省OA端末で使用できるよう構築すること。
- (4) オンプレ生成A I の実証環境内に、防衛省内で保有する業務データを格納できる環境を構築すること。また、当該環境内にある業務データをL LMが参照し、回答を生成できるR AG等の機能を具備すること。さらに、当該R AG等の機能については、L LMがより正確な回答を生成しやすいよう調整等ができること。

2 各機器に関する要件

- (1) 推論用サーバ
 - ・ 実証環境において、別紙1に示す各機能を提供するための推論サーバを具備すること。
 - ・ 推論サーバは、実証環境を安定的に作動できるよう最適なものを選定すること。
- (2) ストレージ（R AG用サーバ）
 - ・ 防衛省が提供するナレッジデータを格納するためのストレージ環境を具備すること。
 - ・ 記録できるデータ容量は、4TB以上であること。
 - ・ ストレージは、実証環境を安定的に作動できるよう最適なものを選定すること。
- (3) ユーザー認証等
 - ・ ユーザー認証、ユーザー管理の機能を具備すること。
 - ・ ユーザー認証等については、使用するアプリケーションと連携することで認可を行うことを基本とする。
- (4) 最大電力
オンプレ生成A I の実証環境の使用電力量は、6kVA以下とする。
- (5) 収容ラック
オンプレ生成A I の実証環境の収容ラックの大きさは、19インチラック 42U以下とし、設置するラック数については、2台以内に収めること。
- (6) セキュリティ機器
連接する省OAへの影響を極小化するため、オンプレ生成A I の実証環境については、以下のセキュリティ対策を実施すること。

- ・ ウィルス対策ソフトの導入及び定期的な更新
- ・ ファイアウォールの設定及び監視
- ・ Web アプリケーションファイアウォール (WAF) , 侵入検知システム (IDS) , 侵入防止システム (IPS) 等のセキュリティ装置の導入
- ・ 定期的なセキュリティ監視

(7) インターフェース

- ・ 省OAとの連接のために必要なネットワーク機器等を設置すること。
- ・ 設置するネットワーク機器等については、100BASE-TX 及び 1000BASE-T に対応するポートを有していること。
- ・ 設置するネットワーク機器等について、無線 LAN 機能を搭載している場合は、BIOS レベルで当該機能を無効化できること。

(8) 無停電電源装置

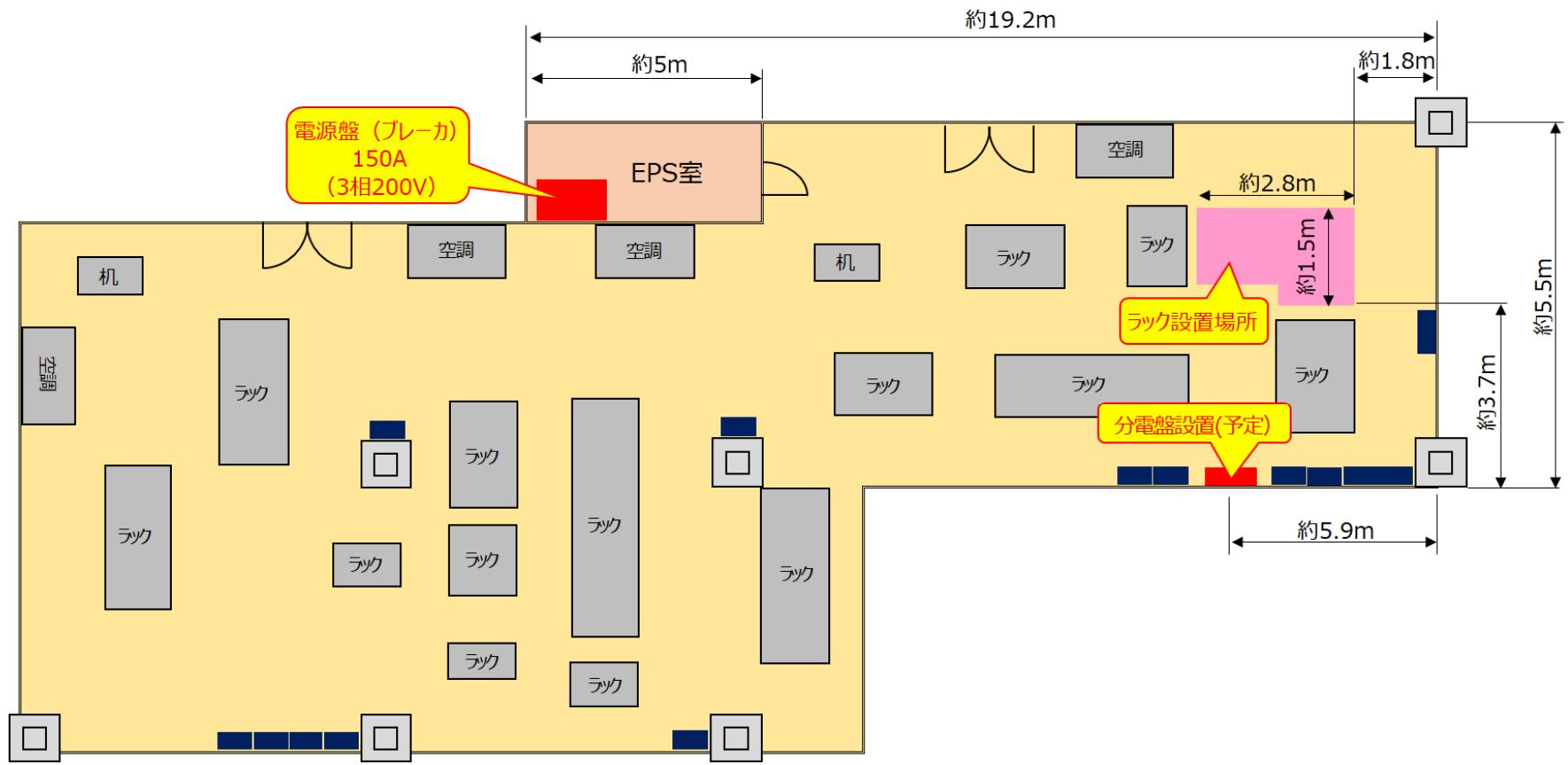
停電等により電源が喪失した場合において、オンプレ生成AIの実証環境の各機器が安全に終了できる必要最低限の無停電電源装置を具備すること。

(9) その他

オンプレ生成AIの実証環境の各機器等については、当該実証環境を安定的に作動できるに必要な数量及び性能を有すること。

3 作動条件

- ・ オンプレ生成AIの実証環境の構成品は、省OA等を経由して使用できる機器であること。
- ・ オンプレ生成AIの実証環境の構成する機器については、防衛省市ヶ谷地区内のB棟1階共用電算機室の空調設備で作動できること。



オンプレ生成AIの実証環境の設置場所（詳細）

オンプレ生成A I の実証環境と省OAとの連接

1 省OAとの連接に関する要件

(1) DNSに関する要件

ローカルブラウザ (Microsoft Edge など) から、指定されたURLをドメイン名で入力してオンプレ生成A I の実証環境を利用できるようにするため、契約相手方（オンプレ生成A I 事業者）は、必要な情報を提供し、官側が省OAに対して必要なDNS登録を実施するものとする。

(2) NTPに関する要件

- ・ オンプレ生成A I の実証環境の各機器の時刻同期は、省OAのNTP機能を利用して行うものとする。
- ・ 時刻同期の同期時間（間隔）は60分ごとに実施すること。
- ・ 設定に必要な情報は官側が提供し、オンプレ生成A I 事業者が各機器に対して必要な設定を行うものとする。

(3) ユーザー情報の連携に関する要件

オンプレ生成A I の実証環境と省OA間でユーザー情報等の連携は行わず、必要な利用者情報はオンプレ生成A I の実証環境で独自に管理するものとする。

(4) OS等のアップデートに関する要件

オンプレ生成A I の各機器に対するOS等のアップデートは、省OAとの連携を行わず、オンプレ生成A I で独自に実施するものとする。

(5) 接続に必要な部材および配線作業に関する要件

- ・ 省OA機器との接続に必要な部材の準備および配線作業は、官側から提供される情報に基づき、オンプレ生成A I 事業者が実施するものとする。
- ・ 契約相手方は、作業を実施するにあたり、省OA関連事業者と作業内容及び作業スケジュールに関する確認、調整を実施すること。

(6) ルーティング情報の追加に関する要件

省OA端末からオンプレ生成A I を利用するために必要なルーティング情報の追加は、省OA関連事業者が実施し、オンプレ生成A I 事業者は必要な情報を官側に提供するものとする。

2 その他

- ・ 現行省OAについては、令和8年9月に換装され、令和8年10月から次期省OAが運用される予定である。
- ・ 上記1の省OAについては、現行省OA及び次期省OAを含むものとする。

別紙第4

オンプレ生成A I の実証環境の電源工事

1 工事内容

- (1) オンプレ生成A I の実証環境に必要な電源を、官施設内の官が指定する電源盤（ブレーカ）より確保する。
- (2) 官が指定する場所に新たに分電盤を設置するとともに、上記（1）の電源盤から当該分電盤までの電源ケーブル等の敷設及び接続、必要器材の設置等の電源工事を実施する。
- (3) 上記（2）の分電盤からオンプレ生成A I の実証環境の設置場所までの電源ケーブル等の敷設及び接続、必要器材の設置等の電源工事を実施する。
- (4) 電源工事の開始に先立ち、官施設の電源盤の電源容量、設置場所等の状況を、現地確認し、工事要領書を作成し、庁舎管理部署に対し、当該工事内容を説明すること。
- (5) 上記（1）～（3）の作業終了後、導通確認を実施し、オンプレ生成A I の実証環境で必要な電源容量が確保されているか確認する。また、庁舎管理部署の確認を受けるものとする。

2 使用材料

電源工事で使用する材料については、日本産業規格に適合するもの、又はこれと同等以上の品質を有するものを使用すること。

3 その他

- (1) 電源工事の実施にあたっては、安全に十分に留意し、また、官側の施設又は物品等に損傷又は影響を与えないよう留意して作業を実施すること。
- (2) 電源工事の実施にあたり、壁等の穴あけ工事が必要な場合、以下の石綿対策を実施すること。
 - ・ 工事箇所の石綿事前調査（採取・分析）を実施すること。
 - ・ 石綿飛散防止養生を実施すること。
 - ・ 石綿撤去及び処分を実施すること。

情報セキュリティ指定書	発簡番号	
	調達要求番号	
	調達要求年月日	
	作成部課	整備計画局サイバー整備課
	作成年月	令和7年6月16日
品 名	オンプレミス型大規模言語モデルの調査実証等役務	
仕様書番号		

1 保護すべき情報の管理

契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報として指定された情報

番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	留意事項	備考
1	ネットワーク、システムに関する情報	(1) ユーザ情報 (2) 構成図 ア システム構成図 イ ハードウェア構成図 ウ ソフトウェア構成図 エ ネットワーク構成図 (IP アドレス一覧やシステム規模が類推できる機器性能情報等を含む。)	官側との調整時、各評価実施時、提出書類の作成時に明らか又は類推できる場合は保護の対象とする。	
2	設置場所等の施設情報(設置部隊及び数量含む。)	(1) ファイアウォール設定		
3	オンプレ生成AIの実証環境で取り扱う業務データ	「部内限り」「関係者限り」「注意」「機密性2」等の対外公表不可の表示がされている情報		
4	防衛省OAシステム基盤情報	(1) システム構成書 (2) システム設定書		

3 特記事項

保護すべき情報の提供は、防衛省内で閲覧に供することにより提供するものとする。